

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻ができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類についての権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。また、当組合の自動機で通帳により払戻すときは、届出の暗証番号にてご預金者の確認を行います。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための預金者確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。

- (4) 同日に数件の支払をする場合にその金額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。また、本項の取扱は、利息を付さない旨の特約のある普通預金（無利息型普通預金）を除きます。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の時間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補填を請求することができます。

10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに当組合への通知が行われていること。

- ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であり、かつ預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当組合への説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われたこと

- (5) 当組合がこの預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行った時は、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当組合所定の書式によります。

12.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第13条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条

第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金の口座開設をお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当組合は

相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この規定は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、(1)～(4)の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② ①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下『休眠預金等活用法』という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成31年3月

10日午前7時以降に照会したものに限り、残高証明書発行依頼のあったもの。)

- (6) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと (ただし、当組合が把握できるものに限り、)
- (7) 総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと (ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限り、)

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当組合預金規定の第16条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限り、)
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。(当該事由が生じた期間の満期日)
- A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
ただし、以下の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと (当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)。
- C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)
- (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (b) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- D. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳 (記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

平成30年6月15日